

給付型奨学金(日本学生支援機構)の申し込みについて

【1】手続きの主な流れ

6月12日(月)書類提出締切→校内選考(6月中旬)→選考結果連絡→期末考査の午後に各自でスカラネット入力(貸与型奨学金との併用の場合)→10月下旬結果通知→書類配付

【2】給付型奨学金の概要の把握のために

・「奨学金ガイドブック2017」(前回配付)→「日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ」→「給付型奨学金を希望する皆さんへ(予約)」の順に熟読する。

※上記の冊子と書類は全て保管しておいてください。

◎貸与型第一種奨学金(無利息)も併用できます。貸与型、給付型の両方の書類を準備してください。

【3】申込対象になる人

・家計支持者が住民税(所得税)非課税であること。または社会的養護を必要とする人。
・以下の①、②のいずれかに該当すること。(社会的養護を必要とする人は③に該当すること)

① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学習成績概評が「A」(評定平均値5.0~4.3)に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア~ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する

ア：課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(i)：調査書における学習成績概評が概ね「B」(評定平均値4.2~3.5)に該当する

(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

【4】提出書類

★黒のボールペンで記入。絶対に「消えるボールペン」は使用しないで下さい。

★★「給付型奨学金を希望する皆さんへ(予約)」冊子のP8に申込手順が説明されています。まず必ず読んでください。

①「日本学生支援機構給付奨学生推薦願」(本校書式)

・黒のボールペンで記入。それぞれの欄をしっかりと記入してください。

◎「担任記入欄」は担任の先生に依頼して記入してもらってください。

②「給付奨学金確認書(申込書)」

・「給付型奨学金を希望する皆さんへ(予約)」のP13を慎重に切り取って黒のボールペンで記入

◎本人、親権者(父)・親権者(母)の欄はそれぞれの自筆、印鑑も別々の異なるもので押印します。

◎間違った場合は、二重傍線を引いて、その印鑑で訂正印を押します。

→「記入例」がP12に載っています。必ず確認しながら記入のこと。

③「平成29年度住民税(非)課税証明書」または「生活保護受給証明書」または「児童養護施設在籍証明書」等

◎「給付型奨学金を希望する皆さんへ(予約)」のP9を保護者の方と一緒に読んでください。

◎「平成29年度(=平成28年分)」の住民税(非)課税証明書を提出すること。(父母の両方分)

→市役所、町役場で取得する。(例年6月1日から取得可能)

・「住民税(非)課税証明書」の名称は、市町村で異なる場合があります。(例)「課税証明書」等。

◎児童養護施設等入所者で、親権者から同意を得られない場合には、他に必要書類があります。担当者まで申し出て下さい。

④「スカラネット入力下書き用紙」(貸与型奨学金を併用する場合のみ)

・「奨学金を希望する皆さんへ(予約)」に挟まっています。←※貸与型奨学金の説明会時配付済。

・まず年組番号を記入。全ての面についてしっかり読んで記入してください。鉛筆書きでOK。

【4】提出書類締切日

・6月12日(月)の17:00までに厳守でお願いします。(遅れた場合は受け付けません)

・給付奨学金担当:濱(職員室)へ提出してください。

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

熊本県立天草高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

（３）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 以下のいずれかに該当する
 - ア：調査書における学習成績概評が「A」（評定平均値5.0～4.3）に該当する
 - イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、（i）か（ii）のいずれかに該当する
 - ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - （i）：調査書における学習成績概評が概ね「B」（評定平均値4.2～3.5）に該当する
 - （ii）：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
 - ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある
 - イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

（４）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしている）ことが見込まれる）こと

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしている）ことが見込まれる）生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）